

社会福祉法人渚会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人渚会（以下「当法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事長、理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等（＜当法人における常勤役員の定義＞の者）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。なお、常勤役員の設置については、当法人において、当分の間、置かないものとする。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、支給する事情が生じた時において定めるものとする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、社会福祉法人渚会旅費規定を準用する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 非常勤役員等に対する報酬は、理事長については社会福祉法人渚会給

与規程第6条第1項に準じた日とし、他の非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。なお、同日に開催される他の会議に出席した場合、その会議の報酬については、特別な事情がない限り支給しないものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、定時評議員会（平成29年6月29日）の承認を受けた日から施行する。

別表

非常勤役員等の報酬額

役職名	要件等	日額・月額の別	金額
評議員	評議員会出席・法人及び施設業務への出勤	日額	10,000 円
理事長	法人・施設運営全般の執行管理、監督	月額	10,000 円
理事	理事会等会議出席・法人及び施設業務への出勤	日額	10,000 円
監事	監事監査等出席・法人及び施設業務への出勤	日額	10,000 円